

令和4年度諮問（個）第2号  
答申（個）第23号

「審査請求人との対面記録の保有個人情報非開示決定に係る  
審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報非開示決定（文書不存在）は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の開示請求

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、栃木県個人情報保護条例を廃止する等の条例（令和4年栃木県条例第42号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるとされた同条例第1条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により、令和3（2021）年12月3日付けで、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 本件開示請求の内容

ア 審査請求人が（令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで）行った公文書開示請求に対して、実施機関が審査請求人に開示した文書、資料及び開示実施時の対面記録

イ 審査請求人が栃木県県土整備部都市整備課（以下「都市整備課」という。）に提出した、平成〇（〇〇）年〇月〇日付け「栃木県都市整備課様 〇〇〇〇〇〇の件」の要望に対し、都市整備課が審査請求人に回答した書面

### 2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、1(2)アについては、都市整備課が作成した令和〇（〇〇）年〇月〇日付けの公文書部分開示決定通知書と同通知書により部分開示を行った平成〇（〇〇）年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで作成した弁護士相談報告書並びに令和〇（〇〇）年〇月〇日付けの公文書非開示決定通知書を対象公文書として特定し、また同イについては、都市整備課が平成〇（〇〇）年〇月〇日付けで作成した審査請求人宛での「御要望等への回答」を対象公文書として特定し、令和3（2021）年12月17日付けで旧条例第19条第1項の規定により開示決定を行った。

一方、同アのうち、開示時の対面記録が記載された保有個人情報については、これに該当する保有個人情報を保有していないため、同日付けで旧条例第19条第2項の規定により非開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4（2022）年1月25日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 4 諮問

実施機関は、本件審査請求について、旧条例第41条第2項の規定により令和4(2022)年10月7日付けで栃木県行政不服審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

非開示決定を取り消し、文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由等

審査請求書及び反論書によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 第2の1(2)アで開示決定された公文書の開示時には、(審査請求人と担当課の都市整備課との間で)重要な対話が行われた。

審査請求人の記憶では、

〔審査請求人〕何故「県として是認し得ない事実があると認めることができませんでした。」となるか疑問である。

〔実施機関〕裁判が和解であるからである。

〔審査請求人〕和解ではあるが、原告(審査請求人)が求めたすべてが認められての和解であり、裁判官の「これからも仲良くしてほしいので、判決でなく和解としたい」との提案を受け入れたのである。

〔実施機関〕監査を行わなかったのではないか。

〔審査請求人〕被告が非を認めて、〇〇長を辞任すると言われたため監査を行うことをしなかった。これらは裁判資料を読めば分かる。

〔実施機関〕弁護士も言っている。

〔審査請求人〕弁護士が言うことが常に正当であるとは限らない。弁護士の意見が正当であるとの判断した実行機関の判断の正当性をお聞きしているのである。

等の対話があった。

県の文書等管理規則等では、軽易な事案については文書等の作成を要しないことができることとされているが、軽易な事案とは、文書等を作成しなくても職務上支障がない事案であるとされているところ、上記の対話は軽微なものではなく、対話記録を作成しなければならない。

対話記録を作成しているが、開示すると不都合と考えて、「公文書を作成していない」としたものと考えられ、非開示行為は旧条例に反する。

- (2) 都市整備課は、この時のやり取りの内容について、課長への口頭報

告でよしとして記録文書を作成しない取扱いとしたと主張しているが、他課では、軽易でない開示説明時のやり取りの記録が作成されている。

#### **第4 実施機関の主張要旨**

弁明書及び意見聴取によると、おおむね次のとおりである。

##### **1 本件開示請求に係る対象公文書の特定について**

実施機関は、審査請求人が本件開示請求で求めた第2の1(2)アのうちの対面記録について、審査請求人が（令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで）行った公文書開示請求に対して、該当公文書の開示を実施した時の審査請求人との面談記録が記載された保有個人情報であると判断した。

##### **2 対象公文書の不存在について**

都市整備課は、上記の開示時の審査請求人との面談内容については課長まで口頭での報告を実施した上で、文書の作成は要せず、この口頭報告をもって代える取扱いとしたため、公文書を作成していない。

したがって、対象保有個人情報は存在しないため、非開示決定を行った。

#### **第5 審査会の判断**

##### **1 判断に当たっての基本的な考え方**

- (1) 旧条例は、実施機関が保有する個人情報の開示を求める権利を明らかにすることにより県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。
- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法（総務省行政管理局）」によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」ものであり、本件審査請求では、保有個人情報の開示請求に対して「非開示決定」を行った本件処分がこれに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

- (3) 審査会は、本件処分については、(1)の基本的な考え方に立って県民等の県の保有する個人情報の開示を求める権利が侵害されることのないよう旧条例を解釈し、及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏

まえて本件諮問事案を調査審議し、以下のとおり判断するものである。

## 2 対象保有個人情報特定の妥当性について

旧条例は、第13条第1項において「開示を請求することができる保有個人情報は、実施機関が保有する自己の保有個人情報である」旨を、第2条第5項において「保有個人情報は公文書に記載された個人情報である」旨を、同条第4項において「公文書とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図面並びに電磁的記録であって当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」旨をそれぞれ規定している。

これを踏まえて、上記第4の1で実施機関が行った対象保有個人情報の特定について、以下検討を行う。

- (1) 審査請求人が本件開示請求で求めたもののうち、本件審査請求に係る「開示時の対面記録」とは、実施機関が審査請求人に公文書の開示を行った時に、審査請求人と実施機関の担当職員との間でなされた対話の内容を記載した文書であると考えられる。
- (2) これに対し、実施機関が対象公文書を「(開示請求に係る) 該当公文書を審査請求人に開示した際の同人との面談記録が記載された公文書」と特定したことに不合理な点はない。

したがって、審査請求人の求める公文書と実施機関の解釈に相違点は認められないことから、実施機関の対象公文書の特定は、妥当である。

## 3 対象保有個人情報の不存在について

旧条例第19条第2項は、開示請求に係る保有個人情報を保有していないときは開示をしない旨の決定をしなければならないと規定しているため、実施機関の上記2で特定した対象公文書を保有していないという主張について検討する。

- (1) 実施機関は、2(2)のとおり対象公文書を特定した上で、都市整備課は、開示時の審査請求人とのやり取りについては、課長まで口頭での報告を行った上で、文書の作成は要せず、この口頭報告をもって代える取扱いとしたため、面談記録の公文書は作成していない旨を主張する。
- (2) これに対して、審査請求人は、「開示時の対話の内容は、大変重要なものであった。軽微な内容のものでないため、対話記録を作成しなければならないはずである」「開示をすることを不都合と考えて非開示としたものとする」旨等を主張する。
- (3) 公文書の作成について、栃木県文書等管理規則（平成13年3月30日栃木県規則第17号）第6条第1項で「本庁及び出先機関の事務処理に当たっては、文書等を作成しなければならない」旨、同条第2項で「前項

の規定に関わらず、軽易な事案については、文書等の作成を省略することができる」旨を規定している。

また、「栃木県文書等管理規則の制定及び栃木県文書取扱規程の全部改正について」（平成13年3月30日文学第527号総務部長通知）の第6条（文書等の作成）関係の2で、「「軽易な事案」とは、文書等を作成しなくても職務上支障がない事案であり、単なる照会、問い合わせに対する応答や日常的業務の連絡及び打ち合わせなど、文書等に記録を残すことを要しない事案」とされている。

(4) 文書等を作成しなくても業務上支障がない軽易な事案に当たるか否かの判断は、個別具体の事案により、担当課所の裁量に委ねられる余地があり、本件審査請求では、この裁量によって文書等の記録を残さなかったとの都市整備課の主張に合理性があるかを検討する。

(5) 審査会が実施機関に行った意見聴取で、実施機関から次のとおり説明を受けた。

ア 都市整備課では、これまで公文書開示時の対面記録を作成した事例はなく、審査請求人からの公文書開示請求に係る該当公文書の開示時における対面記録は作成していない。

理由としては、「開示請求に対して該当公文書を開示する」という手続の場であることによる。

イ 審査請求人が公文書開示請求を行う場合、窓口の開示請求書を持参するが、その際には都市整備課の職員が同席して、請求内容を聞き取りし、場合によっては、開示を求める公文書が具体的にわかるよう、記載内容の補正を依頼した上で開示請求書を受理し、該当公文書の特定作業を行い、課長までの確認、決裁を経て開示又は非開示の決定を行っている。

(6) 審査請求人が開示時にあったとする第3の2(1)の対話の内容を見ると、実施機関が行った対象公文書の特定の適否や、開示決定等の処分の当否に係る内容のものであったとまでは言えず、都市整備課が、開示時の審査請求人との対話内容について、対面記録等の文書を作成しなくても業務上支障がないとの判断をしたことに不合理な点はない。

したがって、本件開示請求に対して対象公文書不存在による非開示決定を行ったことが不当とは言えない。

#### 4 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4(2022)年10月7日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年1月27日 (第59回審査会第1部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和5(2023)年3月3日 (第60回審査会第1部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和5(2023)年3月24日 (第61回審査会第1部会)	・ 第3回審議

## 栃木県行政不服審査会第1部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
江 田 和 宏	下野新聞社常務取締役主筆	
黒 田 葉 子	元栃木県労働委員会事務局長	部会長職務代理者
小 坂 誉	弁護士	
塚 本 純	宇都宮大学名誉教授	部会長

(五十音順)